

交通政策審議会海事分科会第 53 回船員部会

平成 26 年 4 月 25 日

(成瀬専門官) それでは、ただ今から交通政策審議会海事分科会第 53 回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。本日は委員及び臨時委員総員 17 名中 11 名のご出席となりますので、交通政策審議会令第 8 条第 1 項及び船員部会運営規則第 10 条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

最初に、事務局を務めさせていただいている海事局に 4 月 1 日付けで人事異動がございましたので、紹介させていただきます。大臣官房審議官の竹田が異動し、その後任として大臣官房審議官の松原が着任いたしております。

(松原審議官) どうぞよろしくお願いいたします。

(成瀬専門官) 松澤安全衛生室長が退官し、その後任として小久保安全衛生室長が着任いたしております。

(小久保安全衛生室長) 小久保でございます。よろしくお願いいたします。

(成瀬専門官) 春名国際業務調整官が異動し、その後任として伊崎国際業務調整官が着任いたしております。

(伊崎国際業務調整官) 伊崎でございます。よろしくお願いいたします。

(成瀬専門官) 次に配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。資料の番号は、縦置き資料は右上に、横置き資料は左上に記載してございます。

まず資料 1 として、「第 1 回 ILO 海上労働条約特別三者委員会の結果について」、2 枚になります。次に資料 2 として、「行政不服審査法の一部改正について(船員法第 100 条の 9)」が 1 枚になります。次に資料 3 として「安全衛生取組大賞」が 1 枚、更に資料 3-1 として「平成 26 年度船員安全取組大賞」が 1 枚になります。議題資料としては別に冊子といたしまして、「船内版自主改善活動のすすめ」、それと「改善活動すすめ方シート」、こちらが 2 枚になります。

資料はお手元にありますでしょうか。以上で資料の確認を終わらせていただきます。それでは議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

(落合部会長) それでは早速、議事に入りたいと思います。議題の 1 が「第 1 回 ILO 海上労働条約特別三者委員会について」というものですが、事務局の方から説明をお願いいたします。

(田中船員政策課課長補佐) 船員政策課の田中でございます。今月 7 日から 11 日まで、国際労働機関 (ILO) におきまして、第 1 回 ILO 海上労働条約特別三者委員会が開催されましたので、本会合の結果につきまして簡単にご報告させていただきたいと思っております。資料 1 をご覧ください。

まず今回の委員会の位置付けと、その構成についてですけれども、本委員会は、これま

でも本部会のほうで何度かご報告させていただきました海上労働条約（（本年 8 月 5 日に日本で発効予定）第 13 条に基づきまして、官、労、使、3 者の代表がそれぞれ集まりまして、海上労働条約の運用等について検討する場として設立され、今回が第 1 回目の委員会でございます。

今回の議題ですが、条約の条文そのものではございませんで、条文の下に「規範部」、あるいはコード部とも呼んでいる部分がございます。本規範部に船員の送還、船員の死傷に関する船舶所有者の金銭上の保証に関する規範を追加できないかという点について、議論が実施されました。

今回の委員会では、使用者側委員及び労働者側委員から、海上労働条約の改正案が ILO に共同で提出されまして、政府代表、船主代表、それから船員代表の 3 者で議論がなされました。最終的に改正案は賛成多数で可決されております。

では、どういう内容のものが可決されたのかという具体的な内容について、簡単にご説明したいと思います。資料の 2 の、MLC 規範の改正案概要の部分をご覧ください。

ポイントとしては 2 つございます。まず 1 つ目ですが、海上労働条約には「第 2.5 規則 送還」という項目がございます。そちらのほうに、例えば船舶会社が倒産等で、船員が外地に置き去りになった場合に船員を送還させるための費用を補償するための社会保障制度ですとか、保険の制度、あるいは国内の基金又は類似の制度を確保するというのを求めるというのが 1 つ。

2 つ目が、同じく条約中に、「第 4.2 規則 船舶所有者の責任」という項目がございますが、船舶所有者の責任といたしまして、船員が雇用契約に基づく勤務中に生じた疾病ですとか、あるいは負傷、死亡等について、金銭上の保証の確保を船舶所有者に求めるという内容。この 2 点について議論が行われました。

これら 2 つの規定を追加することによりまして、船員の保護をより一層図っていただくというのが、今回の委員会の主たる議論の内容でございました。

先程も申し上げましたけれども、最終的にこれらの 2 つの改正案につきましては、日本を含みます海上労働条約の批准国政府、船主代表グループ及び船員代表グループによる投票の結果、賛成多数で可決されております。

しかしながら、この内容で最終決定というわけではございませんで、改正案につきましては、本年の 5 月末から同じくジュネーブのほうで第 103 回 ILO 総会というものが開催されまして、そちらのほうで更に審議される予定となっておりますので、本決定が最終決定というわけではない点、ご了承いただければと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、第 1 回 ILO 海上労働条約特別三者委員会の結果についてご報告させていただきました。ありがとうございました。

（落合部会長） どうもありがとうございました。それではご意見、ご質問等お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にないようですので、次の議題のほうへ移りたいと思います。

次は「行政不服審査法の一部改正に伴う船員法事務の見直しについて」でありますけれども、これも事務局のほうから説明をお願いいたします。

(田中船員政策課課長補佐) それでは引き続きまして、行政不服審査法の一部改正に伴う船員法事務の見直しについてご説明させていただきたいと存じます。資料 2 をご覧ください。

まず、そもそも行政不服審査法とは何かということですが、行政が行う処分に関しまして、国民が処分庁又は処分庁の上級庁に対しまして不服を申し立てるという制度について規定した法律でございまして、昭和 37 年に制定された総務省所管の法律でございます。

今般、制定から長期間経過しているということもございまして、不服申立ての使いやすさを向上いたしまして、更に国民の救済手段の充実や拡大を図っていくとの観点から、今国会で改正について審議する予定となっております。

具体的にどのような改正を予定しているのかという点についてですけれども、これまでには処分を受けた者が処分に対して不服があった場合、まずは処分庁に対して不服申立てという手続を行い、不服申立てに対する採決を経た後でなければ、司法の場での行政訴訟に進めないという制度（不服申立前置）がございました。

他方で、この制度につきましては、国民の裁判を受ける権利を不当に侵害しているという批判もございましたので、今般、法律を改正いたしまして、行政の処分に不服がある場合に、不服申立てを行うか、あるいは直ちに行政訴訟の場に出訴するかということについて選択できるように、総務省のほうで改正を行う予定となっております。

ここまでは行政不服審査法の規定の話ですけれども、この規定に準じた規定というのが船員法のほうにございます。具体的な規定内容について資料に記載させて頂いておりますが、船員法の第 100 条の 2 に、総トン数 500 トン以上の日本籍外航船舶につきましては、海上労働証書を取得するために法定検査を受ける規定がございます。

現行の制度では、法定検査の結果に不服があった場合は、まず国交省の再検査を経た後でなければ行政訴訟に進めないということになっておりました。資料中では右側の矢印に沿った形でしか手続を行えないという制度になっていたということでございます。

こちらは行政不服審査法に準拠した規定でございまして、今般、行政不服審査法の改正に合わせまして、本規定を改正し、仮に法定検査の結果に不服があった場合には再検査を経ずにそのまま行政訴訟に入るとすることもできるように、改正を行いたいと考えております。

具体的には改正によりまして資料の左側の矢印の手続も可能となるということとして、これにより、船舶の法定検査に不服がある場合は再検査を申し立てるか、あるいは行政訴訟に進むという 2 つのオプションが可能となるということでございます。そのため、事業者の皆様におかれましては、より使いやすい制度になるのではないかとこのように考えております。

なお、繰り返しではございますが、今回の改正自体は、あくまで行政不服審査法の改正

に付随して行われるものでございまして、改正の内容については本国会で審議される予定となっております。

以上、簡単ではございますが、行政不服審査法の一部改正に伴う船員法の改正についての説明を終了させていただきます。

(落合部会長) ありがとうございます。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

(立川臨時委員) ちょっとお教え願えればと思うのですが、資料で言われた 100 条の 2 とか 100 条の 9 というのは、船員法でよろしいのでしょうか。

(田中船員政策課課長補佐) はい、船員法でございます。

(立川臨時委員) そうしましたら、後で結構ですので、ネットでいま船員法を見てみたのですけれども、100 条の 2 とか 9 というのが見当たりませんので、後でよろしいので教えていただければと思います。よろしくお願いします。

(田中船員政策課課長補佐) 了解しました。

(落合部会長) ほかにご質問等ございますでしょうか。なければ次の議題のほうへ移らせていただきます。「第 1 回船員安全取組大賞について」というものです。これにつきましても事務局のほうから説明をお願いします。

(小久保安全衛生室長) それでは資料 3 に基づきまして説明いたします。第 1 回の船員安全取組大賞につきましては、募集期間を 5 月 30 日までとしまして現在募集をしております。これは第 10 次の船員災害防止基本計画に、新たな取り組みとして盛り込まれた施策の 1 つでございます。船員、船舶所有者等が現に行っている、又は今後行おうとしている船員労働災害防止に関する先進的な取り組みを選定いたしまして、船員安全取組大賞として表彰して、これを広く公表しようというものでございます。

具体的にいいますと、表彰の対象は、そのポンチ絵の中段の左に書かれておりますとおり、船舶所有者あるいは船員、それからグループでもよいということでございます。それらの方から最寄りの地方運輸局等に申請をして頂きまして、その上で、そのポンチ絵の中段の右側でございます、船員災害防止モデル事業検討会、公、労、使の委員で構成します検討会で審査し、選定をしまして、海事局長表彰をしようというものでございます。

受賞された方につきましては、中央の下の右の方に書かれてますとおり、船員災害防止大会等でプレゼンをしていただいたり、あるいはベストプラクティス事例集に掲載をいたします。それからプレスリリース、国交省のホームページでの公表ということを考えております。

もう 1 枚めくっていただきまして、資料 3 の 1 でございます。これは 3 月 31 日付けでプレスリリースしました募集要項でございます。ご参考までに添付させていただきました。中身はただ今説明させていただいた内容と同様でございますので、説明は省略させていただきます。以上が船員安全取組大賞についてでございます。

(落合部会長) ありがとうございます。それではこの点につきまして、何かご意見、

ご質問ありましたらと思います。いかがでしょうか。特にないようですので、そういたしますと、本日予定しております議題は全て終了ということになります。ただ、久宗臨時委員のほうから 1 点ご報告事項があるということを伺っていますので、よろしく願いいたします。

(久宗臨時委員) 私のほうからは、今日お配りした「マンガ版 船内版自主改善活動のすすめ」、「活動のすすめ方シート」について少し解説をさせていただきます。本日説明しましたこの船内版自主改善活動は、第 10 次船員災害防止計画にごぞいます自主改善活動指導員に関連して、そのテキストとして作ってみました。

船内版自主改善活動は、ILO の中小企業向け自主改善活動を船員向けにアレンジしたもので、今まで航海訓練所、商船、漁船については以前当部会でも報告させていただいた水産庁補助事業「安全な漁業労働環境確保事業」などで実績があります。今回、マニュアル、チェックリストにつきましては、ジュネーブの ILO 本部で、自主改善活動の上席専門委員等よりアドバイスをいただいて作成をいたしました。

マニュアルはストーリーマンガになっておりまして、船員災害防止の流れ、船内労働安全衛生マネジメントシステム、自主改善活動の方法、チェックリストの使い方、良い改善事例の選び方とかそういうものを、10 分から 15 分程度で読めるように作っております。今回のものは国土交通省のホームページから無料でダウンロードができます。

また、お配りした 2 枚綴りのシートは、チェックリストで点検した後、問題点を見つけ、改善案を出し、フォローアップするもので、現場でもわかりやすく簡単に記入できるようにいたしました。これから普及、啓発を進めるに当たりまして、関係の皆様のご協力をよろしく願いいたします。

また、現在、英語版も作成中です。ILO の上席専門員の話では、ILO ではまだ船版の自主改善活動のマニュアルがないので、ぜひこういうものをベースに英語版ができればと話がありました。完成をしましたら、海外の船員などで試してみたいと思いますので、その際はご協力のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わりにいたします。

(落合部会長) ありがとうございます。自主改善活動に対して貢献するところが大変大きいのではというふうに思います。ただ今のご報告につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。はい、どうぞ。

(立川臨時委員) そうしましたら、今日ということにはならないかもしれないのですが、お願いできればということがありまして、まず第 1 点目は、前回、この委員会でも報告がございましたけど、交通政策基本部会という部会が設定をされておりまして、それが確か水曜日に開催をされているということで、もし議事内容が公表可能であれば、この中でもご紹介いただけないかなという部分でお願いがございます。

それから以前ちょっとお願いをしたかと思うのですが、交通政策基本計画を策定する中で、これも小委員会ということで 2 回ほど開催がされております。そのような中で議事録

も出ているようなのですが、詳しい議事録にはなっておらないところでして、どのような論議がされているのかお伺いできればということのお願いでございます。以上、2点でございます。

(落合部会長) ただ今の点につきましては、別の質問を事務局とも相談しつつ対応しようと思いますが、現段階で事務局のほうで何かありますか。

(田中船員政策課課長補佐) まず1点目の基本政策部会のほうですけれども、こちらの議事概要については今後公表する予定と聞いております。担当は企画室となりますので、いただいたご要望についてはそちらと相談してみようと思っております。

2つ目の小委員会のほうは、海事局を離れまして総合政策局というところでやっているんですけれども、こちらすみませんが、ちょっと今は回答いたしかねますが、ご要望についてはきちんとお伝えした上で相談してみたいと思います。以上でございます。

(立川臨時委員) 両部会というか、委員会というのは、全てが船員とは限りませんが、部分的には船員の行政であるとか政策に関してかなり重要なことが論議されるのではないかというふうに思っておりますので、こういう委員会の中で報告をしていただくとありがたいと思いますので、ご検討のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

(多門船員政策課長) 委員ご発言の点につきましては、こちらの船員部会とは別途、基本政策部会、あるいは別途の総合政策局の担当する部会内でやっていることでございまして、船員部会でご報告というか、それを基にご議論いただくということが適当かどうかという話もございます。

そういった関係もあり、私どものほうでそれを担当する組織にも状況を確認いたしまして、議事録等、公開できるもの、あるいは個別にお問い合わせいただけるものについて、対応を検討したいというふうに考えています。この場で扱うかどうかについては、別途、整理が必要かと思っております。以上です。

(落合部会長) それではそのような対応を考えていきたいというふうに思います。本来、この船員部会で議論をするのに親しみがある事項、それが船員部会で議論すべき事柄だとすると、整理が必要かなということはいま課長のほうからありましたけれども、それらも含めて、今のような事務局のほうの回答がありましたけれども、今後対応を検討して適切な対応を行うというふうにしたいと思います。ほかにございますでしょうか。それでは特にないようですので、事務局のほうにお返ししようと思ひます。

(成瀬専門官) 次回の部会の開催日程については、部会長にお諮りした上で改めてご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

(落合部会長) それでは以上で本日の議事等を全て終了します。今回もお忙しいところ、ありがとうございました。

— 了 —